

第1号様式

水田の畑地転換及び畑の盛土届出書

平成 年 月 日

美濃加茂市農業委員会会長 様

届出人（土地所有者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

()

届出人（耕 作 者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

()

このたび、
〔下記水田を埋立て畑地に転換するので
下記畑の盛土をするので〕
届を出します。

（1）土地の所在

町名	大字	字名	地番	地目	面積 (㎡)	土地の利用 区分	用排水の 区分	基盤整備 の状況
						1・2・3	分離・兼用	有・無
						1・2・3	分離・兼用	有・無
						1・2・3	分離・兼用	有・無

注 意

土地の利用区分は、次のとおりです。

1 = 農振農用地区域内 2 = 農振農用地区域外 3 = 用途地域内

（2）造成の時期

平成 年 月 日頃 ~ 平成 年 月 日頃

(3) 造成の用土
(どのような土を使うのか)

(4) 用土の採取場所

(5) 作土の採取場所

(6) 造成の方法
(断面図・横断図) ※現況を赤色で書いてください。

(7) 造成後の処理
(付近への防除策等)

(8) 造成後の作付体系計画

作物名	作付時期	果樹等の場合の植栽本数	備考

(9) 造成の理由
(具体的に)

※添付書類

字絵図・現場案内図・縦横断図・造成図・誓約書・施行业者の同意書

注 意

事前着手は認めません。農業委員会から受理書の通知があるまで着手しないでください。

誓 約 書

別記土地を畑地転換等することについて、下記事項を確実に守ることを約束します。

平成 年 月 日

美濃加茂市農業委員会会長 様

住 所

(届出人)

氏 名

㊟

記

- 1 美濃加茂市畑地転換等指導要綱により受理書の通知を受けた後は届出どおりの目的に供すること。
- 2 施工について、隣地の所有者及び耕作者の同意を得ること。
- 3 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
- 4 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは、別途市長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをし、その承認を受けて施工すること。
- 5 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに市長に届出し所定の手続きを了した上施工すること。
- 6 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
- 7 付近の土地、道路及び水路について、埋立ての際及び工事完了後において土砂の流失、湧水、たい積、崩壊等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
- 8 工事完了後、停滞なく完了届を提出すること。

(土地の表示) 美濃加茂市

同意書

土地の所在 (申請地)				
畑地転換等届出人	住所		氏名	

上記の農地について、届出書に記載された計画に従って施工することに同意します。

平成 年 月 日

施工業者	住所 (所在地)			
	氏名 (代表者名)	①	TEL	()

土地改良工区長の意見

工区長

①

美濃加茂市畑地転換等指導要綱第2条に適合するものと認める。

農業委員

①

畑地転換等施行基準

- 1 埋立ては、産業廃棄物を使用しないこと。
- 2 覆土（かさ上げ）の限度は、道路面から耕土部分を含めて30cm以下とする。
- 3 耕土は20cm以上を確保することとし、コブシ大以上の礫の含まれていないものとする。
- 4 道路、用排水路の保護、管理ができるよう、法面工事等が適切に実施されるものであること。
- 5 整地については、改良傾斜度5%程度以内とする。
- 6 上記に掲げるものの外、農業委員会が必要と認めることは指示するものとする。